

様式第14号（第21条第1項関係）

3企第168号
令和3年5月12日

総務大臣 武田 良太 殿

西郷村長 高橋 廣志



事後評価報告書（中間評価）

情報通信基盤整備推進補助金交付要綱第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業概要

- (1) 工事完了日：平成30年3月15日
- (2) サービス開始日：平成30年4月1日

2. 目標達成状況

指 標	目標 (目標年度)	実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
超高速ブロードバンドの加入世帯数	100世帯 (令和3年度)	0	6	16
	()			
	()			

3. 目標達成に向けて実施した取組

村の公民館を利用して、毎月2回、インターネットなどを活用した活動を行うパソコンサークルが開催されている。会場となる公民館でPRチラシを配布した。(平成30年5月、令和元年5月、令和2年7月)

また、宅地分譲業者が分譲地の販売時にインターネットへの加入のPRを行っており、村も業者に対して毎年5月に依頼している。

4. 評価

目標値に対して実績値が20%程度で、実績値が伸び悩んでいる。これは整備地域の宅地造成が当初計画に対して40%程度しか進捗しておらず、残地については地盤安定を図るため造成を留めているため、造成が完了していない。一方、分譲地の販売は、60区画程度で半分ほど売約され、その内70%で住宅が建築されている。入居した世帯は、順次、超高速ブロードバンドへの加入している状況である。

また、当分譲地はエリア内に保育園が設置されており、近くに小中学校もある。さらに、新幹線の停車する新白河駅まで車で7分程と良好な立地条件で販売も加速していくと思われる。

このようなことから、当初の整備計画の進捗状況に3年ほど遅れを生じているが、入居予定世帯も含めて25世帯のうち16世帯が加入しており、加入率が同じだと仮定すると入居見込世帯数が150世帯であることから96世帯が新たに加入することが見込まれるため、今後造成・販売が促進され人口が増加すれば、加入世帯数は増加すると考える。

5. 課題への対応策

加入者は増加傾向にあるが、サービス提供開始直後の目標に達していない状況にあり、さらなる加入促進の取り組みを図る必要がある。引き続き宅地分譲業者に対して、販売時にインターネットへの加入のPRの依頼とパソコンサークルなどで、加入促進のPRチラシの配布などを行っていく。

また、村の総合振興計画や総合戦略で人口減少対策として位置付けている移住者支援として、令和3年度から新幹線通勤者に対して通勤費用の補助を開始しており、これらの取り組みも本地域の超高速ブロードバンドの加入世帯増加への追い風となると考えている。